

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月5日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月20日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成19年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 荒井地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 三味味地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 土井の池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 広庄地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業） 南新海一号線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業） 中河原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 大畑一号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業） 馬子塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改良事業） 八丁地区	〃